

# 薬局の管理及び運営に関する事項

|               |                                                        |            |          |                  |                    |  |
|---------------|--------------------------------------------------------|------------|----------|------------------|--------------------|--|
| 許可の区分別        | 薬 局                                                    |            |          | 開設者              | 株式会社サンキュードラッグ      |  |
| 薬局の名称         | サンキュー薬局 魚町店                                            |            |          | 所在地              | 北九州市小倉北区魚町2-1-12   |  |
| 許可番号          | 第311577号                                               | 許可年月日      | 令和4/12/9 | 有効期限             | 令和5/1/1～令和10/12/31 |  |
| 管理薬剤師氏名       | 実店舗に掲示                                                 |            |          | 所轄自治体名           | 北九州市               |  |
| 勤務する薬剤師       | ● 医療用医薬品の管理・情報提供・処方箋に基づく調剤、要指導医薬品・一般用医薬品の管理・情報提供・販売を担当 |            |          |                  |                    |  |
|               | 実店舗に掲示                                                 |            |          |                  |                    |  |
|               |                                                        |            |          |                  |                    |  |
| 勤務する登録販売者氏名   | ● 医第2類医薬品、第3類医薬品の管理・情報提供・販売を担当                         |            |          |                  |                    |  |
|               | なし                                                     |            |          |                  |                    |  |
| 取扱う一般用医薬品の区分  | ● 要指導医薬品 ● 第 1 類医薬品 ● 指定第2類医薬品 ● 第2類医薬品 ● 第3類医薬品       |            |          |                  |                    |  |
| 当薬局勤務者の区別について | ● 薬剤師は青地に白字で「薬剤師」と記した名札と、紺ラインの白衣（襟付き）を着用               |            |          |                  |                    |  |
|               | ● 登録販売者は赤地に白字で「登録販売者」と記した名札と、紺地に青ラインの衣服を着用             |            |          |                  |                    |  |
|               | ● 一般従事者は「氏名」を記した名札と、紺ラインの白衣（襟なし）を着用                    |            |          |                  |                    |  |
| 営業時間          | 月～金                                                    | 9:00～19:00 |          | 営業時間外の<br>相談対応時間 | 電話にて24時間対応         |  |
|               | 土                                                      | 9:00～14:00 |          |                  |                    |  |
|               | 日・祝                                                    | 休み         |          |                  |                    |  |
|               | 医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする                    |            |          |                  |                    |  |
| 相談時・緊急時の連絡先   | 093-512-3639                                           |            |          | （薬剤師の携帯電話に転送します） |                    |  |

サンキュー薬局 魚町店

# 要指導医薬品・一般用医薬品の販売制度に関する事項

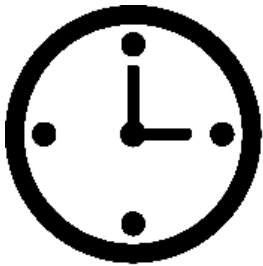
| 区分                          | 医薬品のリスク区分                                     | リスク区分の表示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | リスク区分の情報提供                       | 陳列                                               |
|-----------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------|
| 要指導医薬品                      | 医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。 | パッケージに<br><u>要指導医薬品</u> と表示します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。 | 直接触れることのできない場所に陳列されています。（薬剤師不在の場合は医薬品売り場を閉鎖します。） |
| 第1類医薬品                      | 使用上特に注意が必要な医薬品です。                             | パッケージに<br><u>第1類医薬品</u> と表示します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。   | 直接触れることのできない場所に陳列されています。（薬剤師不在の場合は医薬品売り場を閉鎖します。） |
| 指定第2類医薬品                    | 第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。                       | パッケージに<br><u>第②類医薬品又は</u><br><u>第□類医薬品</u> と表示します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 薬剤師又は登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。   | 専門家が在席する説明カウンターより7m以内に陳列します。                     |
| 第2類医薬品                      | 使用上、注意が必要な医薬品です。                              | パッケージに<br><u>第2類医薬品</u> と表示します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                  | 許可を受けた医薬品売り場内に陳列します。                             |
| 第3類医薬品                      | 要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。                       | パッケージに<br><u>第3類医薬品</u> と表示します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 薬剤師又は登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。   | 許可を受けた医薬品売り場内に陳列します。                             |
| <b>医薬品の健康被害救済制度</b>         |                                               | 医薬品に副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。<br>独立行政法人 医薬品医療機器総合機構    フリーダイヤル <b>0120-149-931</b> 受付時間：月～金曜日（祝・年末年始除く）<br>午前9時～午後5時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                  |                                                  |
| <b>販売記録作成にあたっての個人情報利用目的</b> |                                               | 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。<br>個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                  |                                                  |
| <b>その他、必要な事項</b>            |                                               | 1）薬剤師が不在時には許可を受けた医薬品売り場を閉鎖します。（閉鎖時の医薬品販売は法律で禁じられています）<br>2）専門家不在時の医薬品販売はできません。<br>3）医薬品の正しい購入方法、正しい使用に努めてください。<br>4）医薬品の中に入っている「添付文章」は捨てないで、医薬品がある間は保管し、必要に応じて見れるようにしておいてください。<br>5）店では解決しない内容の苦情相談窓口は次の通りです。<br><div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div>【行政の窓口】</div> <div>北九州市保健所医務薬務課</div> <div>電話</div> <div><b>093-522-8766</b></div> <div>月～金（祝日及び年末年始を除く）<br/>8:30～17:15</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div>【業界の窓口】</div> <div>日本チェーンドラッグストア協会</div> <div>電話</div> <div><b>045-474-4700</b></div> <div>平日<br/>10:00～18:00</div> </div> |                                  |                                                  |

# サンキュー薬局 魚町店

# ＜保険薬局＞

## ＜労災保険指定薬局＞

### 当薬局の開局時間



月～金

9:00～19:00

土

9:00～14:00

日・祝

休み

平日及び土曜日の以下の時間帯並びに休日であつて、  
上記の当薬局の開局時間内の時間において調剤を行った場合は、  
手数料が加算されることとなり、お薬代が少し高くなります。

#### ●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00～閉店まで 土曜日13:00～閉店まで

※1月2～3日 12月29～31日は休日扱い

#### ●営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:00～22:00 6:00～8:00 深夜加算 22:00～6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月3日）



**緊急連絡先**

（転送電話で対応）

**093-512-3639**

**サンキュー薬局 魚町店**

## 調剤報酬点数一覧表

2025年4月1日改定

|                              |                                                     |                                                                              |                                         |                                                                                                                  |                                           |                         |
|------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------|
| 調剤基本料                        | 調剤基本料【要届出】                                          | 調剤基本料1                                                                       | 調剤基本料2                                  |                                                                                                                  | 処方箋受付回数・集中度等に応じて                          | 45点                     |
|                              |                                                     | 調剤基本料3 イロ・ハ                                                                  | 特別調剤基本料A・B                              |                                                                                                                  |                                           | 29点                     |
|                              |                                                     | 複数医療機関の同時受付2回目以降                                                             |                                         | 2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降                                                                                 |                                           | 24点・19点・35点             |
|                              |                                                     | 調剤基本料の減算                                                                     |                                         | 要結率5割以下、かかりつけ機能未実施など                                                                                             |                                           | 5点・3点                   |
|                              | 地域支援体制加算1・2・3・4【要届出】                                | 在宅、麻薬、医薬品の備蓄など地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて                                           |                                         | 32点・40点・10点・32点                                                                                                  |                                           |                         |
|                              | 連携強化加算【要届出】                                         | 災害や新興感染症発生時に地域において必要な役割が果たせる体制                                               |                                         | 5点                                                                                                               |                                           |                         |
|                              | 後発医薬品調剤体制加算1・2・3【要届出】                               | 直近3か月の後発医薬品                                                                  |                                         | 1:80%以上 2:85%以上 3:90%以上                                                                                          | 21点・28点・30点                               |                         |
|                              | 後発医薬品調剤体制減算                                         | 調剤数量割合に応じて                                                                   |                                         | 50%以下                                                                                                            | ▲5点                                       |                         |
|                              | 在宅薬学総合体制加算1・2【要届出】                                  | 在宅訪問を十分行うための体制整備や実績に応じて在宅患者の処方箋受付時に算定                                        |                                         | 15点・50点                                                                                                          |                                           |                         |
|                              | 医療DX推進体制整備加算1・2・3(月1回)【要届出】                         | オンライン資格確認や電子処方箋など医療DXを推進する体制の評価。マイナ保険証利用率に応じて                                |                                         | 10点・8点・6点                                                                                                        |                                           |                         |
| 調剤技術料                        | 分割調剤時の2回目以降の調剤基本料                                   |                                                                              | 長期保存困難の分割調剤の2回目以降又は初めて後発医薬品調剤時の分割調剤の2回目 |                                                                                                                  | 5点                                        |                         |
|                              |                                                     |                                                                              | 医師の分割指示による場合                            |                                                                                                                  | 2回に分割・3回に分割                               | 1/2・1/3                 |
|                              | 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く）                                     | 1剤につき(3剤まで)                                                                  |                                         |                                                                                                                  |                                           | 24点                     |
|                              | 内服用滴剤                                               | 1調剤につき                                                                       |                                         |                                                                                                                  |                                           | 10点                     |
|                              | 屯服薬                                                 | 受付1回につき                                                                      |                                         |                                                                                                                  |                                           | 21点                     |
|                              | 浸煎薬                                                 | 1調剤につき(3調剤まで)                                                                |                                         |                                                                                                                  |                                           | 190点                    |
|                              | 湯薬                                                  | 1調剤につき(3調剤まで)                                                                | 7日分以下の場合                                | 7日目以下の部分                                                                                                         | 190点                                      |                         |
|                              |                                                     |                                                                              | 8日分以上                                   | 8日目以上の部分(1日分につき)                                                                                                 | 190点                                      |                         |
|                              |                                                     |                                                                              | 28日分以下の場合                               |                                                                                                                  | 10点                                       |                         |
|                              |                                                     |                                                                              | 29日分以上の場合                               |                                                                                                                  | 400点                                      |                         |
| 薬剤調製料                        | 注射薬                                                 | 受付1回につき                                                                      |                                         |                                                                                                                  | 26点                                       |                         |
|                              | 無菌製剤処理加算【要届出】                                       | 1日につき                                                                        | 中心静脈栄養法用輸液、麻薬<br>抗悪性腫瘍剤                 |                                                                                                                  | 69点(6歳未満137点)<br>79点(6歳未満147点)            |                         |
|                              | 外用薬                                                 | 1調剤につき(3調剤まで)                                                                |                                         |                                                                                                                  | 10点                                       |                         |
|                              | 麻薬加算                                                | 麻薬を調剤した場合、1調剤につき                                                             |                                         | 70点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算                                     | 向精神薬・覚醒剤原料・毒薬を調剤した場合、1調剤につき                                                  |                                         | 8点                                                                                                               |                                           |                         |
|                              | 開局時間以外等の加算                                          | 時間外：終日休業日及びおおむね午前8時前及び午後6時以降<br>休日：日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日<br>深夜：午後10時から午前6時まで |                                         | 基礎額＝調剤基本料＋薬剤調製料＋調剤管理料                                                                                            | 基礎額の100/100<br>基礎額の140/100<br>基礎額の200/100 |                         |
|                              | 夜間・休日等加算                                            | 午後7時～午前8時(土曜は午後1時～午前8時)及び休日・深夜                                               |                                         | 40点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 自家製剤加算<br>(予製剤及び錠剤半割は20/100)                        | 1調剤につき                                                                       | ①内服薬(7日分毎)<br>②屯服薬<br>③内服薬・屯服薬<br>④外用薬  | 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤<br>錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤<br>液剤<br>錠剤、トロチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リネメント剤、坐剤<br>点眼剤、点鼻・点耳剤、洗眼剤<br>液剤 | 20点<br>90点<br>45点<br>90点<br>75点<br>45点    |                         |
|                              | 計量混合調剤加算(予製剤は20/100)                                | 1調剤につき                                                                       | イ：液剤 ロ：散剤、顆粒剤 ハ：軟・硬膏剤                   | 35点・45点・80点                                                                                                      |                                           |                         |
|                              | 調剤管理料                                               | 調剤管理料(内服薬)<br>内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く                                      | 1剤につき(3剤まで)                             | 1日分以上7日分以下<br>8日分以上14日分以下<br>15日分以上28日分以下<br>29日分以上                                                              |                                           | 4点<br>28点<br>50点<br>60点 |
| 調剤管理料(内服薬以外)                 |                                                     | 処方箋受付1回につき                                                                   |                                         |                                                                                                                  | 4点                                        |                         |
| 重複投薬・相互作用等防止加算イ・ロ            |                                                     | イ：残薬調整に係るもの以外 ロ：残薬調整に係るもの                                                    |                                         |                                                                                                                  | 40点・20点                                   |                         |
| 調剤管理加算                       |                                                     | 複数医療機関から6種類以上の内服薬が処方され、一元的に把握し管理する場合                                         |                                         | 初めて処方箋を持参<br>2回目以降で処方変更・追加あり                                                                                     | 3点<br>3点                                  |                         |
| 医療情報取得加算(12月に1回)             |                                                     | マイナ保険証等により患者の診療情報等取得し活用する体制の評価                                               |                                         | 1点                                                                                                               |                                           |                         |
| 服薬管理指導料1                     |                                                     | 原則3か月以内に再度処方箋を持参し、手帳提示の場合                                                    |                                         | 45点                                                                                                              |                                           |                         |
| 服薬管理指導料2                     |                                                     | 1の患者以外の患者に対して行った場合                                                           |                                         | 59点                                                                                                              |                                           |                         |
| 服薬管理指導料3(月4回)                |                                                     | 介護老人福祉施設等の患者に訪問した場合                                                          |                                         | 45点                                                                                                              |                                           |                         |
| 服薬管理指導料4(情報通信機器等を用いた服薬指導)イ・ロ |                                                     | イ：原則3か月以内に再度処方箋を提出し手帳提示の場合 ロ：左記以外                                            |                                         |                                                                                                                  | 45点・59点                                   |                         |
| 服薬管理指導料の特例                   |                                                     | かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合<br>3か月以内の再来局患者のうち、手帳の持参割合が50%以下                    |                                         | 59点<br>13点                                                                                                       |                                           |                         |
| 薬学管理料                        | かかりつけ薬剤師指導料【要届出】                                    | 医師と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導した場合                                           |                                         | 76点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 〔服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料の加算〕                           |                                                                              |                                         |                                                                                                                  |                                           |                         |
|                              | 麻薬管理指導加算                                            | 麻薬の服用状況等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合                                              |                                         | 22点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 特定薬剤管理指導加算1 イ・ロ                                     | 特に安全管理が必要な医薬品の指導                                                             |                                         | イ：初めて処方時 ロ：指導の必要時                                                                                                | 10点・5点                                    |                         |
|                              | 特定薬剤管理指導加算2(月1回)【要届出】                               | 抗悪性腫瘍剤(注射薬)投与患者の薬学的管理及び結果を医療機関に文書により情報提供                                     |                                         | 100点                                                                                                             |                                           |                         |
|                              | 特定薬剤管理指導加算3(初回処方時)イ・ロ                               | イ：RMPに基づく資料による説明指導 ロ：調剤前に医薬品の選択に係る説明・指導                                      |                                         | 5点・10点                                                                                                           |                                           |                         |
|                              | 乳幼児服薬指導加算                                           | 乳幼児(6歳未満)への服薬指導、かつ指導内容を手帳記載                                                  |                                         | 12点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 小児特定加算                                              | 医療的ケア児(18歳未満)に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行い、内容を手帳記載                           |                                         | 350点                                                                                                             |                                           |                         |
|                              | 吸入薬指導加算(3月に1回)                                      | 喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者に対し、文書や練習用吸入器等を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合                      |                                         | 30点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | かかりつけ薬剤師包括管理料【要届出】                                  | 地域包括診療料等の算定患者を対象とする包括点数。時間外加算等、夜間・休日等加算、薬剤・材料等は出来高算定                         |                                         | 291点                                                                                                             |                                           |                         |
| 在宅医療報酬                       | 外来服薬支援料1(月1回)                                       | 処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化等の服薬管理の支援をした場合等                                   |                                         | 185点                                                                                                             |                                           |                         |
|                              | 外来服薬支援料2                                            | 処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化及び服薬指導を行い、かつ服薬管理の支援を行った場合に、内服薬の日数に応じて             |                                         | 42日分以下(7日分毎)<br>43日分以上                                                                                           | 34点<br>240点                               |                         |
|                              | 施設連携加算(月1回)                                         | 入所中の患者を訪問し施設職員と協働した服薬管理                                                      |                                         | 50点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 服用薬剤調整支援料1(月1回)                                     | 処方医に薬剤師が文書を用いて提案し、内服薬6種類以上が2種類以上減少した場合                                       |                                         | 125点                                                                                                             |                                           |                         |
|                              | 服用薬剤調整支援料2(3月に1回)                                   | 複数医療機関からの内服薬6種類以上の処方を一元的に把握し、処方医に減薬等の提案を行った場合                                |                                         | 実績あり薬局<br>上記以外                                                                                                   | 110点<br>90点                               |                         |
|                              | 調剤後薬剤管理指導料(月1回)                                     | 調剤後も指導等を行い、医療機関に文書等により情報提供した場合                                               |                                         | 60点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 地域支援体制加算届出薬局に限る                                     | 調剤後も指導等を行い、医療機関に文書等により情報提供した場合                                               |                                         | 60点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回又は月8回)【要届出】                        | 医師の指示に基づき患者を訪問し薬学的管理・指導を行った場合。原則16km以内に限り                                    |                                         | 1 単一建物診療患者1人の場合<br>2 単一建物診療患者2～9人の場合<br>3 単一建物診療患者10人以上の場合                                                       | 650点<br>320点<br>290点                      |                         |
|                              | 在宅患者オンライン薬剤管理指導料(月4回又は月8回)                          | 情報通信機器等を用いて在宅患者に対し服薬指導を行った場合                                                 |                                         | 59点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1(月4回又は月8回)                          | 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合                                 |                                         | 500点                                                                                                             |                                           |                         |
| 夜間訪問加算・休日訪問加算・深夜訪問加算         | 末期悪性腫瘍、麻薬注射剤使用患者に対し保険医の求めにより夜間等に緊急訪問した場合            |                                                                              | 400点・600点・1000点                         |                                                                                                                  |                                           |                         |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(月4回又は月8回)   | 計画的な訪問薬剤管理指導の対象外の疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合      |                                                                              | 200点                                    |                                                                                                                  |                                           |                         |
| 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料           | 計画的な訪問薬剤管理指導とは別に情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を緊急に行った場合     |                                                                              | 59点                                     |                                                                                                                  |                                           |                         |
| 在宅患者緊急時等共同指導料(月2回限り)         | 急変等に医療従事者等と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合   |                                                                              | 700点                                    |                                                                                                                  |                                           |                         |
| 介護報酬                         | 〔在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算及び在宅患者緊急時共同指導料の加算〕 |                                                                              |                                         |                                                                                                                  |                                           |                         |
|                              | 麻薬管理指導加算                                            | 麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合                                          |                                         | 100点(オンライン22点)                                                                                                   |                                           |                         |
|                              | 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】                              | 在宅で医療用麻薬持続注射療法が行っている患者に対し、注入ポンプによる麻薬の使用状況や副作用の確認等を行った場合                      |                                         | 250点                                                                                                             |                                           |                         |
|                              | 乳幼児加算                                               | 乳幼児(6歳未満)に対し指導を行った場合                                                         |                                         | 100点(オンライン12点)                                                                                                   |                                           |                         |
|                              | 小児特定加算                                              | 医療的ケア児(18歳未満)に対し指導を行った場合                                                     |                                         | 450点(オンライン350点)                                                                                                  |                                           |                         |
|                              | 在宅中心静脈栄養法加算【要届出】                                    | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対し、保管の状況、配合変化等を確認し管理及び指導を行った場合                             |                                         | 150点                                                                                                             |                                           |                         |
|                              | 退院時共同指導料(入院中1回又は2回)                                 | 患者の入院医療機関の医師・看護師等と共同で、退院後に必要な指導を行い、文書で患者に情報提供を行った場合                          |                                         | 600点                                                                                                             |                                           |                         |
|                              | 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1                                | 処方内容を照会し処方内容が変更された場合                                                         |                                         | イ：残薬調整に係るもの以外 ロ：残薬調整                                                                                             | 40点・20点                                   |                         |
|                              | 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料2                                | 処方箋交付前に処方提案し処方箋を受付けた場合                                                       |                                         | イ：残薬調整に係るもの以外 ロ：残薬調整                                                                                             | 40点・20点                                   |                         |
|                              | 経管投薬支援料(初回に限り)                                      | 経管投薬実施患者が簡易懸濁液開始時に支援を行った場合                                                   |                                         | 100点                                                                                                             |                                           |                         |
| 在宅移行初期管理料(訪問点数等の初回算定月1回限り)   | 在宅移行時に認知症・乳幼児・末期がんなど重点的な支援が必要な単一建物1人患者の場合           |                                                                              | 230点                                    |                                                                                                                  |                                           |                         |
| その他                          | 服薬情報等提供料1(月1回)                                      | 医療機関等からの求めがあった場合に文書による情報提供を行った場合                                             |                                         | 30点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 服薬情報等提供料2(月1回)イ・ロ・ハ                                 | 薬剤師が必要性を認めた場合に文書による情報提供を行った場合                                                |                                         | 20点・20点・20点                                                                                                      |                                           |                         |
|                              | 服薬情報等提供料3(3月に1回)                                    | 入院予定の患者について、医療機関の求めに応じて持参率整理と文書による情報提供を行った場合                                 |                                         | 50点                                                                                                              |                                           |                         |
|                              | 居宅療養管理指導費(月4回又は月8回)<br>＊介護予防居宅療養管理指導費も同様            | 医師の指示に基づき患者を訪問し管理・指導を行い、介護支援専門員に情報提供した場合                                     |                                         | 1 単一建物1人<br>2 単一建物2～9人<br>3 単一建物10人以上                                                                            | 518単位<br>379単位<br>342単位                   |                         |
|                              | 麻薬管理指導加算                                            | 麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合。オンライン不可                                  |                                         | 100単位                                                                                                            |                                           |                         |
|                              | 医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】                                  | 医療用麻薬持続注射療法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可                                            |                                         | 250単位                                                                                                            |                                           |                         |
|                              | 在宅中心静脈栄養法加算【要届出】                                    | 中心静脈栄養法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可                                                |                                         | 150単位                                                                                                            |                                           |                         |
|                              | 特別地域居宅療養管理指導加算【要届出】                                 | 中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所より実施する場合                                           |                                         | 所定単位数の15/100                                                                                                     |                                           |                         |
|                              | 中山間地域等における小規模事業所加算【要届出】                             | 中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する小規模事業所より実施する場合                                        |                                         | 所定単位数の10/100                                                                                                     |                                           |                         |
|                              | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【要届出】                         | 中山間地域等に居住する利用者に対し通常の事業実施地域を超えて実施する場合                                         |                                         | 所定単位数の5/100                                                                                                      |                                           |                         |
| 情報通信機器を用いて行う場合               | 居宅療養管理指導1～3と合わせて月4回又は8回まで                           |                                                                              | 46単位                                    |                                                                                                                  |                                           |                         |

この一覧は調剤報酬上に表示すること定められています。保険薬局は、患者が薬局における業務内容とその費用を理解できるように、調剤報酬点数表の一覧等について、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に提示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。(診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について令和6年3月5日 保医発0305第4号 調剤報酬点数表に関する事項〈通則〉8)

# 当薬局の行っているサービス内容について

下記の表中の点数は全て 1点＝10円です。

## 調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項

|                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■調剤管理料（4/28/50/60点）                                                                                                                                                                                                                                |
| お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。                                                                                                                                             |
| ■服薬管理指導料（45/59点）                                                                                                                                                                                                                                   |
| 患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します。                           |
| ■かかりつけ薬剤師指導料（76点）                                                                                                                                                                                                                                  |
| 患者さんが選択した1名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの処方薬や、一般用医薬品・健康食品及び飲食物についても一元的・継続的に把握した上で、服薬指導等を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当薬局に一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。同意書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。          |
| ■かかりつけ薬剤師包括管理料（291点）                                                                                                                                                                                                                               |
| 医療機関で「地域包括診療加算」若しくは「認知症地域包括診療加算」又は、「地域包括診療料」若しくは「認知症地域包括診療料」を算定されている患者さんで同意を得た場合、薬剤調製料の「時間外等加算」、「夜間・休日等加算」、「在宅患者調剤加算」及び「在宅患者訪問薬剤管理指導料」、「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」、「在宅患者緊急時等共同指導料」、「退院時共同指導料」、「経管投薬支援料」、「使用薬剤料」、「特定保険医療材料料」以外の費用が包括される「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定します。 |

## 地域支援体制加算に関する事項

|                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| ■地域支援体制加算1（32点）                                                               |
| 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します |

## 後発医薬品調剤体制加算に関する事項

|                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■後発医薬品調剤体制加算（28点）                                                                          |
| 後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を算定します。 |

## 連携強化加算に関する事項

|                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ■連携強化加算（5点）                                                                            |
| 他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。 |

## 医療DX推進体制整備加算に関する事項

|                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ■医療DX推進体制整備加算（8点）                                                                      |
| 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月1回に限りマイナ保険証利用率に応じた所定の点数を加算します。 |

## 医療情報取得加算に関する事項

|                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| ■医療情報取得加算（1/3点）                                                 |
| 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、6月に1回に限り所定の点数を加算します。 |

## 在宅薬学総合体制加算に関する事項

|                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■在宅薬学総合体制加算1（15点）                                                                                                                                                            |
| 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。 |



# 当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を 満たしている保険薬局です



- 1 どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
- 2 調剤基本料 1 の施設基準に該当します。
- 3 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。
- 4 在宅で療養されている患者さんを訪問して服薬指導等を行った実績を有します。
- 5 かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に係る届出を行っています。
- 6 時間外等及び夜間・休日等の対応実績を有します。
- 7 麻薬の調剤実績を有します。
- 8 重複投薬・相互作用等防止の取組実績を有します。
- 9 かかりつけ薬剤師による一元的・継続的な服薬管理指導の実績を有します。
- 10 1200品目以上の医療用医薬品を揃えています。
- 11 薬局間連携による医薬品の融通などを行っています。
- 12 休日、夜間を含む開局時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。  
地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間
- 13 外における在宅業務に自局及び同一グループで対応できる体制に係る周知を、地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分に行っています。  
患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づき、患者さんの服用する医療用医薬品以外の医薬品に
- 14 関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、薬の服用及び保管取扱いの注意に関し指導を行います。  
平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以
- 15 上開局しています。
- 16 管理薬剤師は別に定められた十分な経験を有します。
- 17 調剤従事者等の資質向上のための研修体制を整備しています。  
常に最新の「医薬品緊急安全性情報」、「安全性速報」、「医薬品・医療機器等安全性情報」等の医薬品情報
- 18 を収集し、情報提供を行います。
- 19 プライバシーに配慮した構造・設備を整備しています。
- 20 一般用医薬品及び要指導医薬品等（健康サポート薬局の届け出要件とされている48薬効群）を取り扱って  
一般用医薬品を販売するとともに、健康相談、健康教室などを実施し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の
- 21 予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。  
緊急避妊薬を備蓄するとともに、当該医薬品を必要とする者に対する相談について適切に応需・対応し、調剤
- 22 を行う体制を整備しています。
- 23 敷地内は禁煙とし、たばこ及び喫煙器具を販売していません。
- 24 医療材料や衛生材料を供給する体制を整備しています。
- 25 在宅療養の支援に係る他職種やケアマネジャーと連携を図っています。
- 26 薬物療法の安全性向上に資する事例の報告実績があり、副作用報告体制を整備しています。
- 27 ■後発医薬品調剤体制加算（28点） の後発医薬品調剤の調剤実績（直近3ヶ月の数量割合）を有します。
- 28 他の保険薬局等との連携し非常時に対応できる必要な体制を整備しています。
- 29 電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
- 30 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有しています。
- 31 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。
- 32 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- 33 オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有します。
- 34 「第二種協定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局です。
- 35 災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携により非常時に必要な体制をとっています。
- 36 情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備しています。
- 37 かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する基準を満たす保険薬剤師を配置しています。

## サンキュー薬局 魚町店

# 保険薬局

## サンキュー薬局 魚町店

### 開局時間

|     |            |
|-----|------------|
| 月～金 | 9:00～19:00 |
| 土   | 9:00～14:00 |
| 日・祝 | 休み         |

### 休日・夜間緊急連絡先

**093-512-3639**

休日・夜間〈24時間〉も上記連絡先で対応致します。  
(担当者へ転送されます)

◎ジェネリック医薬品（後発医薬品）を取扱っております。  
お気軽にご相談ください。

◎医師の指示により、在宅で療養されている患者様のお宅を訪問して服薬指導を行います。詳しくはご相談ください。

◎健康に関するご相談に応じさせていただきます。ご遠慮なくお声かけください。また、健康セミナーも実施しておりますので、是非ご参加ください。（セミナー開催の際は別途お知らせします）

**株式会社 サンキュードラッグ**

# お知らせ

## ■ 個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

（自己負担の無い方にも発行いたします）

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

## ■ 後発医薬品について



当薬局では、医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品（後発医薬品）の調剤を積極的に行っております。ご希望の方はお気軽にご相談ください。なお当薬局は、ジェネリック医薬品を調剤する体制を適切に整えることにより後発医薬品調剤体制加算を算定させていただいております。

## ■ 健康相談について



当薬局では、患者様の健康に関する相談に応じさせていただきます。ご遠慮なくお声かけください。また、健康増進のためのセミナーも実施しておりますので、是非ご参加ください。（セミナー開催の際は別途お知らせいたします）

# サンキュー薬局 魚町店



# 訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅療養中で通院が困難な場合、調剤後にお宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます。  
短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出ください。（医師の了解と指示が必要です）

## 在宅患者訪問管理指導

（医療保険対象者）

1点 = 10円



同一建物居住者以外

650点／回（1人）



同一建物居住者

320点／回（2～9人）

290点／回（10人以上）

\* 情報機器を用いた服薬指導 59点

麻薬の必要な場合は100点が加算されます。月4回まで  
自己負担率により金額が異なります。

|      |     |            |
|------|-----|------------|
| 営業日  | 月～金 | 9:00～19:00 |
| 及び   | 土   | 9:00～14:00 |
| 営業時間 | 日・祝 | 休み         |

## 居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

（介護保険対象者）

1単位 = 10円



同一建物居住者以外

518単位／1回（1人）



同一建物居住者

（2～9人）

（10人以上）

379単位／1回

342単位／1回

\* 情報機器を用いた服薬指導 46単位（月1回まで）

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なります。

TEL: 093-512-3639  
FAX: 093-512-3635

※緊急時は転送電話となり、薬剤師につながります。（24時間対応）

## サンキュー薬局 魚町店

# 緊急時の連絡先



## 093-512-3639

転送電話で対応します

**サンキョードラッグチェーンでは、日・祝日も下記の店舗が処方せん受付を行っています**

● **下関地区／サンキョードラッグ上田中町薬局**

開局時間：9:00～13:00  
山口県下関市上田中町2-9-6  
TEL (083) 227-0139

● **八幡地区／サンキョードラッグ千代ヶ崎薬局**

開局時間：9:00～23:00  
北九州市八幡西区千代ヶ崎2-2-24  
TEL (093) 693-2138

● **門司地区／サンキョードラッグ社ノ木薬局**

開局時間：9:00～18:00  
北九州市門司区社ノ木1-16-6  
TEL (093) 382-3539

● **八幡地区／サンキョー薬局陣山店**

開局時間：9:00～18:00  
北九州市八幡西区陣山2-6-2  
TEL (093) 482-7539

● **小倉地区／サンキョー薬局小倉南センター**

開局時間：8:30～17:30  
北九州市小倉南区春ヶ丘10-133  
TEL (093) 932-5539

**サンキョー薬局 魚町店**

# 個人情報に関する基本方針



サンキュードラッグは、お客様の個人情報の保護をもっとも重要な責務と認識し、以下の取り組みを実施しております。

## 1. 個人情報の収集

当社は、お客様から個人情報を収集する場合、利用目的をできる限り特定した上で、必要な範囲の個人情報を収集します。

## 2. 個人情報の利用・提供

当社は、お客様の個人情報を利用目的の達成に必要な範囲に限定して利用するとともに、収集したお客様の個人情報は、お客様の承諾を得ない第三者には提供・開示いたしません。

## 3. 個人情報の適正管理

当社は、お客様の個人情報を取扱うにあたり管理責任者を置き、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩・不正アクセスが生じないようにセキュリティ対策を講じ、適切な管理に努めます。

## 4. 個人情報の信託

当社は、お客様との取引やサービスを提供するために個人情報に関する取扱いを外部に委託することがあります。委託をする場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検を行います。

## 5. 個人情報の開示・訂正・削除

当社は、お客様がお客様の個人情報について内容の照会、訂正、削除を求められる場合には、合理的な範囲ですみやかに対応します。

## 6. 法令等の遵守

当社には、個人情報に関して適用される法令・ガイドラインを遵守するとともに、上記の項目における取り組みを適宜見直し、改善していきます。

## 7. お問い合わせ窓口

株式会社 サンキュードラッグ 個人情報相談窓口

電話：093-342-1555（受付時間 平日9:00～17:00）

e-mail: [privacy@drug39.co.jp](mailto:privacy@drug39.co.jp)

**サンキュー薬局 魚町店**

# 個人情報のお取り扱いについて

当薬局では健康と医薬品の適正使用を目的に、患者様が安心・安全にお薬を服用できるように努力しております。お薬の重複や飲み合わせのチェック、副作用の発現に注意するため、患者様の薬剤服用歴情報を全ての当社の薬局で共有しているのもその一つです。患者様の個人情報につきましては、以下の通り、安全かつ適正に取り扱っております。

## ■利用目的

**当社は、皆さまからお預かりする個人情報を以下の目的のために取扱っております。**

- |                                                                                  |                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ①薬を安全に使用して頂くために必要な事項（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急連絡先など）を確認しております。                | ⑦薬局内で行う薬学生の実務実習で利用することがあります。               |
| ②安心・安全にお薬を服用して頂くため、薬歴情報を全ての当社の薬局で共有しております。                                       | ⑧薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談や届出等に利用することがあります。   |
| ③他の医療機関等からの照会対応や必要な連携を図ることがあります。                                                 | ⑨外部監査機関への情報提供を行うことがあります。                   |
| ④医療保険（自賠責保険、学校保健、労災保険などを含む）の請求書・明細書、領収書の発行などの事務を行う時に、関連機関からの問合せの対応や交付を行うことがあります。 | ⑩調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料として利用することがあります。    |
| ⑤必要に応じて、ご家族等に処方内容やお薬の説明等を行うことがあります。                                              | ⑪医療保険事務のうち、支払審査機関又は保険者へ照会をすることがあります。       |
| ⑥副作用などの医薬品情報やご案内状、不足薬剤などを送付させて頂くことがあり                                            | ⑬当社内で行う症例研究、および学会・学術論文等での成果発表に利用することがあります。 |
|                                                                                  | ⑭その他、調剤サービスの提供に関わる業務を行っております。              |

## ■その他

- ①基本的にお薬は患者様ご本人に直接お渡ししますが、患者様の同意のもと、代理の方が来られた場合は代理人の方にお渡しすることがあります。
- ②患者様は、上述の利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意をして頂いたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。
- ③その他、プライバシーの配慮に関して、投薬時の呼びかけ方法等のご希望があればお申し出ください。

## ■個人情報に関する問合せ・相談等については、店舗スタッフ又は以下の窓口までご相談ください。

株式会社 サンキュドラッグ 個人情報相談窓口      電話： 093-342-1555      （受付時間 平日9:00～17:00）  
e-mail： [privacy@drug39.co.jp](mailto:privacy@drug39.co.jp)

**サンキュー薬局 魚町店**

# 容器代について

●当薬局では、水薬・軟膏の容器1個につき、40円をお預かりしています。

※当薬局でお渡しした容器で、必要がなくなった空容器はお預り金を返金致します。

※次回来局される際、空容器をお持ちいただければ、新しい容器との交換として容器代は無料となります。

**\* 容器は洗わずそのままお持ちください \***

注) 破損して再使用できない容器、当薬局以外から出された容器につきましては、返金は致しかねますのでご了承ください。



**サンキュー薬局 魚町店**



とっても  
簡単!

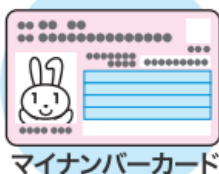
# マイナンバーカード

1

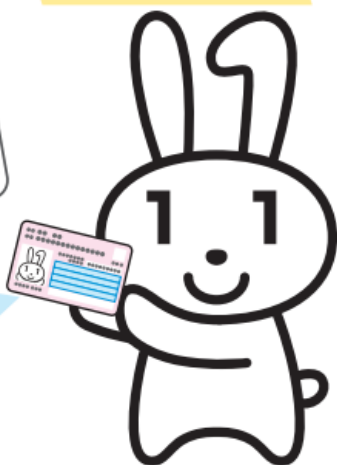


## 受付

マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



マイナンバーカード



2



## 本人確認

顔認証または  
4桁の暗証番号を入力してください。

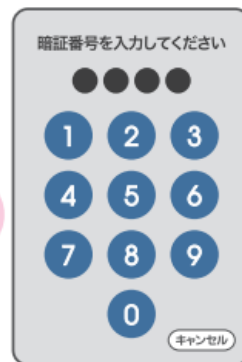
### 顔認証

顔を枠内に入れてください



### 暗証番号

暗証番号を入力してください



or

3



## 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

### 過去の情報を 利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を  
当機関に提供することに同意し  
ますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

同意しない

同意する

### (40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意しますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4



## 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



## 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、  
先発医薬品の処方を希望される場合は、  
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を  
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

### 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



### 後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare